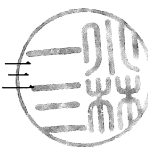


令和3年1月13日

甲州市長 鈴木幹夫様

甲州市下水道事業審議会

会長 小林 一三



適正な下水道及び浄化槽使用料について（答申）

令和2年11月5日付け、甲州水第488号で本審議会に諮問された上記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

平成30年7月の料金改定以降の下水道事業の検証を行うにあたり、事業実施状況、経営状況、今後の計画等について調査・審議したところ、下水道事業会計の健全性を継続的に高めるために答申どおりの使用料の改定が必要であると判断する。

市民に快適な生活環境を提供してだけでなくより良い自然環境と水環境を後世に引き継いでいくためには、下水道事業が将来にわたり適正かつ安定的な運営を行うことが必要であり、そのためには受益者負担の原則を基本にして、一般会計からの繰入金の抑制を行い、定期的な事業の見直しにより効率の良い事業運営が必要である。



(改定時期)

- 1 下水道使用料については、平成26年度下水道事業審議会の答申に基づいた段階的な改定の第3回目の料金改定によるものであるため、平成27年1月の答申のとおり令和3年度とし、浄化槽使用料の改定については今回の答申に基づく法定点検費用分の改定であるため同時期とし、市民への十分な周知期間を設けるなど適切な対応を行うことを前提として設定することが望ましい。

(下水道使用料及び大和地域浄化槽使用料の改定額)

- 2 平均使用料単価について、以下のとおり提案する。

(1m³ 当たり・消費税込)

	現状額	改定額	差額	改定率
平均使用料単価	137 円	160 円	23 円	16%

- 3 従量区分別使用料額について、平均使用料の改定率により以下のとおり提案する。

一般用

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
基本料金 (10m ³ まで)	998 円	1,162 円	164 円
11 m ³ ~ 25 m ³	133 円/m ³	155 円/m ³	22 円/m ³
26 m ³ ~	165 円/m ³	192 円/m ³	27 円/m ³

公衆浴場

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
基本料金 (100 m ³ まで)	3,320 円	3,866 円	546 円
101 m ³ ~	84 円/m ³	99 円/m ³	15 円/m ³

臨時用

(1 箇月当たり・消費税込)

従量区分	現状額	改定額	引上げ額
0 m ³ ~	182 円/m ³	213 円/m ³	31 円/m ³

(浄化槽使用料の改定額)

4 人槽区分別使用料額について、使用料の改定率により以下のとおり提案する。

塩山・勝沼地域

(1 箇月当たり・消費税込)

人槽区分	現状額	改定額	引上げ額
5 人槽	3,142 円	3,184 円	42 円
6~7 人槽	3,561 円	3,603 円	42 円
8~10 人槽	4,504 円	4,546 円	42 円
11~15 人槽	7,123 円	7,165 円	42 円
16~20 人槽	9,533 円	9,575 円	42 円
21~25 人槽	11,209 円	11,251 円	42 円
26~30 人槽	12,885 円	12,927 円	42 円
31~40 人槽	14,142 円	14,184 円	42 円
41~50 人槽	16,971 円	17,013 円	42 円

(見直し時期)

- 5 今後の下水道及び浄化槽使用料の改定時期については、下水道事業の進捗や社会経済情勢の変化に対応するために、改定目標値も含め、概ね3年ごとに見直しを行うことが望ましい。

ただし、社会情勢や他の重要事項等により時期の調整することを妨げない。

(付帯提言事項)

- 6 本審議会での関連意見をまとめ、以下のとおり付帯提言する。
- (1) 下水道使用料の改定時期・内容について、市民・企業・他関係者等への説明を十分に行い、またその内容については簡潔で分かりやすくするように努めること。
 - (2) 料金の見直しについては、社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、長期的な視点を持って取り組むと共に、使用料の少ない利用者への配慮を行うこと。
 - (3) 未普及地の解消を行い普及率を向上させると共に、未接続者への加入促進を図り、接続率の向上に努めること。
 - (4) 下水道事業経営の健全化に向けて、悪質な滞納者には然るべき措置を講じ未収金額を減らすこと。
 - (5) 今後の人口減による汚水量の減少に伴う汚水処理原価の上昇を抑えるために、し尿・浄化槽汚泥の下水道への投入や、大和地区の単独下水道を流域関連公共下水道へ統合し、峡東流域下水道の終末処理場施設を有効利用すること。

- (6) 下水道事業経営において、新技術・新工法を積極的に採用し、低コストで収益性の高い運営となるよう努め、積極的な経費削減策に取り組むこと。
- (7) 下水道事業の進捗率を上げるためにも国、県に働き掛け補助率の引き上げ等積極的に要望し、市債等の負担軽減に努めること。

《答申の添付事項》

(答申までの経過)

7 生活排水処理は生活環境の改善だけでなく、河川生態系への影響削減や、健全な水循環の視点からも重要であることを確認した。その上で、下水道や合併処理浄化槽のしくみや違いなどを比較し、普及率・水洗化率・下水道事業に係る経費について、県内の主要市と比較し、本市の生活排水処理の全体状況を確認した。

甲州市下水道事業について、前回審議会の答申内容の対応状況の報告を受け、経費を削減するために下水道計画区域の大幅な縮小、事務経費の圧縮など、経費節減に取り組んでいることを確認した。

つぎに、甲州市下水道事業の業務内容、収支状況を確認し、使用料について、県内他市町村・全国類似市町村と比較した。現在の使用料収入では維持管理に係わる経費が年度によっては賄えていない状況であり、不足分は一般会計からの繰入金で賄ってはいるが、使用料は県内で中位であることを把握した。

概要は以下のとおりである。

(1) 甲州市の使用料の現状

現行1立方メートルあたりの平均使用料単価は137円である。これは、県内主要市の平均使用料単価138円（H30年度末）に同等となりえるが、近く料金改定を予定する市町村も多い、また全国平均180円（H30年度末）と比べると低層である。

(2) 下水道事業会計の現状

下水道事業会計は、甲州市一般会計から7億円前後の多額の繰入金に依存している。平成30年度については、下水道の維持管理費（通常管理費と流域下水道に係る負担金）は賄えたが、料金改定で目標とする公債費利子分返済については繰入金に依存している。

(3) 使用料改定について

現行のままだと、一般会計を圧迫し他の事業運営に支障をきたしかねない。下水道事業経費負担の原則である受益者負担に鑑みても、繰入金の削減のためには使用料の料金改定は適当であると判断した。

(4) 使用料改定案の根拠

平成30年以降の下水道事業内容を検証したところ、1立方メートル当たり160円とすべき結果が出た。

甲州市下水道事業審議会 審議委員名簿

役職	氏名	地区	備考	所属
会長	小林 一三	塩山	区長会会長	下水道使用者
副会長	風間ふたば	塩山	山梨大学教授	学識経験者
委員	石黒 仁	勝沼	一般公募	下水道使用者
委員	坂本 士郎	勝沼	区長会副会長	下水道使用者
委員	三枝 健治	大和	区長会副会長	下水道使用者
委員	塩島 和美	塩山	男女共同参画推進委員副委員長	公共的団体等
委員	曾根 浩	塩山	シルバー人材センター所長	公共的団体等
委員	瀧澤 康雄	塩山	保健環境委員会会長	公共的団体等
委員	野口 雅美	塩山	男女共同参画推進委員委員長	公共的団体等
委員	古屋真由美	大和	一般公募	下水道使用者

(会長・副会長以外50音順 敬称略)

(審議会経過)

- 第1回 令和2年11月5日
- 下水道事業について
 - ・汚水処理の必要性
 - ・下水道・浄化槽
 - ・普及・利用状況
 - ・汚水処理方法・整備予定区域
 - 水質改善の成果について
 - 使用料の改定について
 - ・使用料金改定の経緯
 - ・下水道事業の検証
 - ・使用料の改定案
- 第2回 令和2年12月18日
- 答申案についての最終確認・修正
 - ・答申書作成
- 第3回 令和3年1月13日
- 甲州市下水道事業答申の提出

別添資料

(甲州市公共下水道の整備状況)

※令和元年度末の整備状況 (塩山・勝沼 = 峡東流域 / 大和 = 大和处理区)

	峡東流域	大和处理区	計	備考
行政人口	29,937 人	1,078 人	31,015 人	
全体計画面積	1286.0 ha	50.0 ha	1336.0 ha	
処理区域面積	681.5 ha	47.0 ha	728.5 ha	
全体計画の整備率	52.9%	94.0%	54.4%	
処理区域内人口	16,459 人	980 人	17,439 人	
水洗化人口	13,731 人	948 人	14,679 人	
普及率	55.0%	90.9%	56.2%	
水洗化率	83.4%	96.7%	84.2%	
受益者負担金	330 円/m ²	—		塩山地区
受益者負担金	300 円/m ²	—		勝沼地区
受益者分担金	—	8 万円/ 1 世帯又は 1 基		大和地区

○処理区域内人口 …… 下水道が整備済みで共用が開始された区域内の人口

○水洗化人口 …… 処理区域区内人口の内、下水道を使用している人口

○普及率 …… 処理区域内人口 ÷ 行政人口

○水洗化率 …… 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口